

# 豊浦町スポーツ施設料金一覧

## 各体育施設使用料

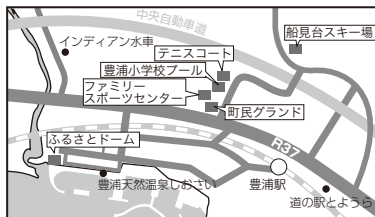
区 分	基本使用料				営利を目的とする場合	個人使用料
	入場料を徴収しない場合		入場料を徴収する場合			
	体育・スポーツ	その他の催し物	営利を目的としない場合 体育・スポーツ      その他の催し物			
体 育 館 ※( )はトレーニング室料金です。						
9:00~13:00	1,200円(500円)	2,400円	1,800円(500円)	3,600円	6,000円	小・中学生 50円
13:00~17:00	1,300円(500円)	2,600円	2,000円(500円)	4,000円	6,500円	高 校 生 100円
17:00~21:00	1,500円(600円)	3,000円	2,300円(500円)	4,600円	7,500円	一 般 150円
グラウンド						
9:00~17:00	1,000円	2,000円	1,500円	3,000円	5,000円	無 料
17:00~21:00	1,200円	2,400円	1,800円	3,600円	6,000円	備 考 8
テニスコート						
9:00~17:00	500円	1,000円	800円	1,600円	2,500円	小・中学生 50円
17:00~21:00	600円	1,200円	900円	1,800円	3,000円	高 校 生 100円 一 般 150円

- 備 考
1. 町外団体の専用料金は基本の 1.5 倍となります。
  2. 専用面積が全面積の半分の場合は区分料金の 2 分の 1 となります。
  3. 個人使用料について体育館の 4 分の 1 以上の面積を使用する場合は「専用使用料」扱いとなります。
  4. 小体育館は 2 分の 1 となります。
  5. テニスコートは 1 面あたりの料金となります。
  6. 区分を前半と後半に 2 分してどちらかの使用が終了する場合は、区分料金の 2 分の 1 となります。
  7. 暖房料は 1 時間まで 500 円、1 時間増すごとに 200 円となります。
  8. 町民グラウンドの夜間利用の場合は、個人・団体とも 10 名以上となります。

## ふるさとドーム使用料

区 分	基本使用料				営利を目的とする場合	個人使用料
	入場料を徴収しない場合		入場料を徴収する場合			
	体育・スポーツ	その他の催し物	営利を目的としない場合 体育・スポーツ      その他の催し物			
9:00~13:00	1,500円	3,000円	2,300円	4,600円	9,200円	小・中学生 50円
13:00~17:00	1,600円	3,200円	2,400円	4,800円	9,600円	高 校 生 100円
17:00~21:00	1,800円	3,600円	2,700円	5,400円	10,800円	一 般 150円

- 備 考
1. 町外団体の専用料金は基本の 1.5 倍となります。
  2. 専用面積が全面積の半分の場合は区分料金の 2 分の 1 となります。
  3. 個人使用料についてはアリーナの 4 分の 1 以上の面積を使用する場合は「専用使用料」扱いとなります。
  4. 区分を前半と後半に 2 分してどちらかの使用が終了する場合は、区分料金の 2 分の 1 となります。
  5. 暖房料は 1 時間まで 500 円、1 時間増すごとに 200 円となります。  
(競技以外は 2 倍となります。)



お問い合わせ先

豊浦町教育委員会生涯学習課  
Tel(0142)83-2239

〒049-5416 北海道虻田郡豊浦町字船見町95 FAX(0142)83-3334

<http://www.town.toyoura.hokkaido.jp>